



## 水道料金の減免制度をご存じですか？

次に掲げる「①基本要件」のすべてに該当する方で、かつ「②世帯要件」のいずれかに該当する場合には、水道料金の一部が軽減される制度があります。

減免の申請の際には、次の要件について確認できるもの（受給者証等）と印鑑をご用意のうえ、役場水道課の窓口までお越しください。

### ①基本要件 右の4つ すべてに 該当し

- 住民税（町道民税）が非課税の世帯であること。
- 水道の用途区分が「一般用」であること。
- 減免申請者が水道の使用名義人であること。
- 生活保護法による生活扶助を受給していないこと。



「②世帯要件」を  
確認出来るものと、  
印かんを持って  
水道課で申請



### ②世帯要件 右の4つの いずれかに 該当すると

- **高齢者世帯**：満70歳以上のひとり暮らし世帯または満70歳以上の方のみの世帯
- **ひとり親等世帯**：児童扶養手当または遺族基礎年金を受給している世帯
- **身体障がい者世帯**：身体障害者手帳（1、2級）の交付を受けている方を有する世帯  
（ただし、該当者が病院や社会福祉施設に入院または入所している場合を除く。）
- **特殊事情世帯**：その他災害等の事情により、特に町長が認めた世帯

### 水道料金 一部軽減

#### 通常料金と減免後の料金の比較

	基本料金（7m <sup>3</sup> まで）	超過料金（1m <sup>3</sup> につき）
通常の水道料金	1,826円	270円
減免後の水道料金	1,588円	235円

（例）一般用口径13ミリで1か月の使用量が15m<sup>3</sup>の場合

- ・通常 1,826円 + (15m<sup>3</sup> - 7m<sup>3</sup>) × 270円 = 3,986円
  - ・減免後 1,588円 + (15m<sup>3</sup> - 7m<sup>3</sup>) × 235円 = 3,468円
- 3,986円（通常） - 3,468円（減免後） = **518円の軽減**

## 水道料金のお支払いは便利な口座振替がお勧めです！！

水道料金のお支払いを、給料・年金等の振込口座からの引き落としにすることで、支払いの手間が一切かからなくなり大変便利です。取扱い金融機関の窓口にて、通帳届出印・口座番号がわかるもの（通帳等）をお持ちになり、手続きをお願いします。

取扱い金融機関：北海道信用金庫（本店・各支店）・北洋銀行（本店・道内の各支店）  
余市町農業協同組合・余市郡漁業協同組合・ゆうちょ銀行

水道料金の  
納期内納付  
をお願いします！

問合せ 水道課 業務グループ ☎21-2130